

市税の納期内納付をお願いします

普段利用している水道や道路の整備、ごみの処理など、日常生活のあらゆるところで税金が使われています。市がまちづくりを進め、皆さんが暮らしやすいまちにするためにも、税収の確保は非常に重要です。市民みんなのために使われる税金の負担ですので、不公平が出ないように、公正に税金を納めていただかなくてはなりません。

市税の納付は自主納付が基本です。市では、さらに納期内に市税を納めていただけるよう、各種の事業を行っています。住みよいまちづくりのために、皆さんのご協力をお願いします。

◆納付機会の拡大

窓□業務時間の延長や休日・祝祭日における市民サービスセンターでの納付など、納付のできる時間・場所を増やし、皆さんが都合の良い時間に納付できるよう努めています。

◆口座振替制度の加入促進

納付だけのために市の窓口へ足を運ぶ必要のないよう、口座振替制度への加入を促進し、うっかりによる納付忘れなどを減らすよう努めています。

※口座振替を希望する方は、本庁・各総合支所税務課の窓口や各金融機関に備え付けの口座振替依頼書で申し込んでください。

◆納税貯蓄組合の育成・強化

地域や職場における納税貯蓄組合を育成・強化し、納期内納付を促進しています。

◆徴収体制の強化

今年度から、栃木県が新たに導入した「市町村支援チーム」の支援を受け、6月から県と共同で滞納整理に取り組み、税収の確保に努めています。

今年度の市税の納期限は次のとおりです。

市税の納期限(平成18年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			○		○		○			○		
固定資産税・都市計画税		○		○					○		○	
軽自動車税		○										
国民健康保険税				○	○	○	○	○	○	○	○	
介護保険料				○	○	○	○	○	○	○	○	

※該当する月の末日(土曜・日曜・祝祭日の場合はその翌日)が納期限になります。
ただし12月は25日(月)が納期限になります。

納期内納付、さらに督促状による納付もいただけない場合、ほかの納税者との公平を保つため、また税収の確保のため、やむを得ず滞納処分を行う場合もあります。

くわしくは

税務課 ☎(21)51113
日光総合支所税務課 ☎(54)11117
藤原総合支所税務課 ☎(76)4103
足尾総合支所税務課 ☎(93)31111
栗山総合支所税務課 ☎(97)1132

IT講習会(インターネット活用)のご案内

市では、電子自治体の推進と同時に、市民生活や観光振興へのIT活用などを含めたまちづくりを進めています。今回はインターネット活用の講習会を行います。
とき 8月26日(土)・27日(日)
午前9時～正午

ところ 日光IT都市化研究所
※日光郷土センター向かい旧晃黎堂
内容 インターネットの活用事例紹介・電子メールの使い方など
対象者 市内に在住または勤務している18歳以上の方
※初心者・経験者は問いません。

定員 16名(先着順)

費用 無料

申込方法 電話またはウェブサイト

で申し込む

申込期間 8月18日(金)～24日(木)

午前10時～午後3時

申込先 日光IT都市化研究所

☎(53)3007

ウェブサイト

<http://www.kaishagoko.com/>

くわしくは 行革・情報推進課

☎(21)5147

※ITとは…Information Technologyの略。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。